

次ページに  マークについて、より詳しく見ることができます
<法務>

注釈 1

成年後見人の

現 在

見直し案

注釈 2



亡くなるまで



注釈 3

解任・交代

終身制 見直しへ!?

内容のご質問等については、TEL 0258-76-1544 担当 星野、實山まで

配信中止等のお問い合わせは、ホームページ <https://www.3d-m.jp/contact/others/>

各種相談受け付けております。

“ワンストップ相談会” 毎週金曜日 TEL 0258-36-2685 (要事前予約)

個人に関すること、経営に関することを各専門家がワンストップでご相談に応じます。

注釈 1 経緯

成年後見制度は 2000 年に導入されましたが、近年、制度の問題点が指摘されるようになりました。

本人の判断能力が残っている場合には、それを尊重すべきという制度の見直し（2013 年 7 月からの選挙権）がありました。

また、我が国は、2014 年 2 月から、障害者権利条約に批准し、平等な法的能力の享有が求められ、国内法令との整合性を図る必要が求められています。

2024 年 1 月からは、認知症基本法が施行され、国は、障害の有無に関わらず尊厳のある本人らしい生活の継続や地域社会への参加等を考慮し、後見制度の見直しを行うことになりました。

厚生労働省の調査によると、認知症の高齢者数は、2025 年では 471 万人、2030 年に 523 万人となりますが、成年後見利用者数は、2024 年 12 月末時点で 25 万人と、伸び悩んでいるという実態があります。

注釈 2 法定後見制度

法定後見制度の後見人は、判断能力が不十分になった高齢者や障害者等について、家族等が家庭裁判所に申立をして、裁判所から選任されます。

本人の意思能力の程度に応じて「後見人」、「保佐人」、「補助人」が選任されます。

現在の法定後見制度では、被後見人が亡くなるか、判断能力が回復するまでは、原則、利用が継続します。後見制度の利用動機（例えば、遺産分割等）が解決しても、判断能力が回復しない（亡くならない）限り、後見制度の利用をやめることができません。これが、経済的な負担となって、利用の妨げになっていました。

後見人には、身分行為を除く私法行為の包括的な代理権があり、本人の自己決定権が制限されてきました。

注釈 3 法制審議会の動向

今年の 6 月 10 日、法務省の法制審議会は、成年後見制度の見直しに向け、「中間試案」を公表しました。下記の 1～4 が主なテーマです。法制審議会は、令和 8 年度までに、民法などの関連法規の改正を可能として、後見制度が利用しやすくなることを目指しています。

- 1 本人の判断能力によって分けている「後見」「保佐」「補助」の 3 類型だけでなく（仮に「保護」のような）柔軟に利用できる仕組みを、創設する。
- 2 法定後見の「終身制」を撤廃し、後見人は、家庭裁判所に定期報告をすることにより、継続か

否かを判断される「更新制」とする。

又、判断能力が回復しなくても、保護する必要がなくなった時には、終了とする。

- 3 本人の意見を重視すべきであり、本人の意思による、新たな解任事由を、新設する。
- 4 本人の状況に応じて、後見人等の交代を可能にする。